

表2 仙台市の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（平成30～32年度）

□が変更点となります。(※)は公費により割合を0.5から0.45に軽減

区分	所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(月額換算)
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方	0.45(※)	2,652円
		世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方		
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.45(※)	2,652円
		世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方		
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.65	3,830円
基準額の方	4	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.75	4,420円
	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	0.85	5,009円
	6	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	1.00	5,893円
	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	6,482円
	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	7,366円
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	8,840円
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	10,018円
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	11,197円
基準額より増額される方	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	12,375円
	13	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	13,554円

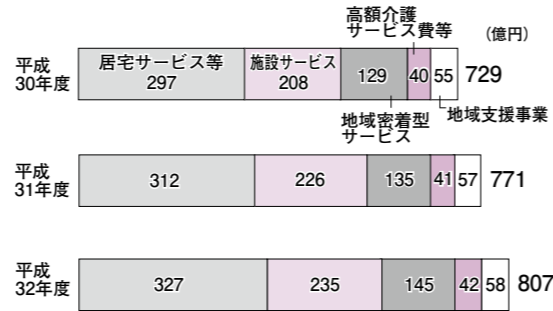
●「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です

新しい介護保険料は6月中旬に通知します

平成30年度の保険料は、前年の所得状況等を基にあらためて計算し、6月中旬に通知します。なお、特別徴収（年金からの差し引き）の方の4月・6月分の保険料は、4月4日に発送する介護保険料決定通知書（仮徴収）でご確認ください。

問区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は9ページ）

図2 保険給付費等の見込み（平成30～32年度）



介護保険料が変わります
65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、本年度から平成32（2020）年度まで月額換算で基準額が5893円となり、これまでより400円増加します。この保険料は、今後3年間の要介護等の認定者数や、サービスの利用者数の見込みなどにより推計した保険給付費等の合計額2307億円（内訳は図2）などに基づき算出しています。なお、保険料算定に当たり、市の介護保険財政で保有している基金（35億円）を充て、基準額で月額390円の軽減を図っています。被保険者ごとの保険料は、負担能力を反映させるために段階を設けています。今回は、より所得の高い層の段階を1段階追加して13段階を新設し、10～12段階の基準額に対する割合を変更しました（表2）。

（表2）

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野・若林区・太白区情報センターのほか、市ホームページでもご覧いただけます

この特集に関するお問い合わせは、高齢企画課 ☎214・8167、FAX214・8191（介護保険に関しては、介護保険課 ☎214・8246、FAX214・4443）



市では、高齢者がいつまでも健やかに、支援が必要となったときも安心して暮らしていけるよう「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」【計画期間：平成30～32年度】を策定しました。

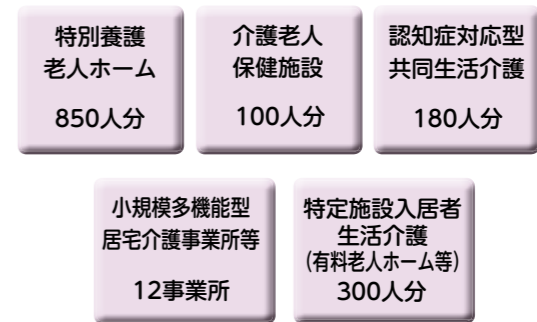
表1 3つの基本的な方向と施策

- 【方向1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために**
 - ①健康と元気でいられる環境づくり
 - 介護予防に積極的に取り組める環境の整備
 - スポーツ活動支援
 - ②知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実
 - 多彩な生涯学習の展開
 - 社会参加活動の促進
- 【方向2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために**
 - ③必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり
 - 多様な生活支援サービスを提供する体制づくり
 - 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
 - 高齢者の居住環境の整備
 - ④地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援
 - 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援
 - 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援
 - 地域包括支援センターによる支援の充実
 - ⑤認知症の人が安心して暮らせるまちづくり
 - 認知症の人や家族の視点に立った支援の充実
 - 医療・介護専門職等の人材育成と連携強化
 - 認知症に対する理解と地域での支え合いの促進
- 【方向3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために**
 - ⑥介護サービス基盤の整備
 - ⑦高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保
 - サービスを担う人材の確保
 - 質の高いサービスを提供できる人材の確保

基本目標と施策の体系
この計画は、基本目標を「高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します」と定めています。これまでの取り組みを基に、地域ごとに異なる高齢者を取り巻く状況・課題を踏まえ、各施策をより効果的に展開するため、「3つの基本的な方向」と定めています。これまでの取り組みを基に、地域ごとに異なる高齢者を取り巻く状況・課題を踏まえ、各施策をより効果的に展開するため、「3つの基本的な方向」と定めています。

地域全体で高齢者を支える環境づくりを推進
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや支え合い活動の充実に向けた支援や、認知症に対する正しい理解の促進を図ります。地域包括支援センターについては、泉区寺岡、虹の丘センターの担当エリアをそれぞれ分割し、計52カ所体制にすることに加え、高

図1 介護サービス基盤整備の目標（平成30～32年度）



齢者人口を基準とした配置職員の増員などを進めます。また、特別養護老人ホームをはじめとする介護サービスの基盤整備（図1）や、介護人材確保のための取り組みを進めます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように